### 令和 4 年度 児童虐待の発生予防等に関する研修会

「要保護児童対策地域協議会(要対協)を知っていますか?」

と き 令和4年11月6日(日)10:00~12:10

ところ 山口県医師会 6 階会議室

(Zoom「ウェビナー」を使用した Web 方式併用)

報告:常任理事 河村 常任理事 縄田

昨年度から本会の主催で開催している標記研修 会について、今年度は山口県産婦人科医会、山口 県小児科医会並びに山口県の共催により開催した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の 観点から、昨年度同様、会場での聴講については 定員を設けるとともに、Webでの視聴も可能と したハイブリッド開催にしたところ、当日は会場 23名、Web 89名、計112名の参加があった。

基調講演に引き続いてシンポジウムを開催し、 5名のシンポジストの発表後、総合討論を行った。

#### 基調講演

### 児童虐待防止における要対協の役割 (小児科医の役割も含む)

#### (医) 社団かねはら小児科院長/

#### 山口県医師会母子保健委員会委員長 金原 洋治

わが国の令和2年度の虐待対応件数は、児童相 談所通告が 205.044 人、市町村通告が 155.598 人で、合わせると 35 万人余りになり、18 歳未満 児の2.1%にあたる。ただし、発見されているケー スは少なく、氷山の一角かもしれない。児童相談 所における児童虐待対応件数は子ども1,000人 あたり大阪市、大阪府では約11件であるが、鳥 取県では約0.9件と少なく、約10倍の差がある。 また、通告件数と対応件数の割合にも各自治体 でかなりの差がある。虐待が少ないのか発見でき ていないのか、虐待の基準が各自治体で違うのか はわからない。前橋赤十字病院小児科の溝口史剛 先生によると日本小児科学会の研究では年間350

人の虐待死があり、多くの虐待死が見逃されてい る可能性があるとのことである。平成 19 年から 令和2年の心中以外の子どもの死亡例を検証した 結果、36%が虐待リスクを判定していなかった。

要対協には個別ケース検討会議、実務者会議、 代表者会議とあるが、平成28年の児童福祉法改 正により、協議会の調整機関に専門職として「調 整担当者」の配置が努力義務化された。代表者会 議への医師の参加は山口県では小児科医10市町、 産婦人科医4市、精神科医は下関市のみであり、 産婦人科医、精神科医の参加が望まれる。今後、 機能強化のためには、障害福祉や精神保健医療と の連携を深めるための課題と工夫、子育て支援 サービス担当者と要対協活動の関連性の検討、要 対協の中軸となる調整機関の専門職化と複数配置 による継続性、多機関多職種の合同研修会開催な どが必要と考えられる。

令和4年度の児童福祉法改正では、子ども家 庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが 一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」 の設置に努めるとされている。

下関市にある「なかべこども家庭支援センター 『紙風船』」は、子ども家庭支援員、心理担当支援 員、虐待対応専門員が配置され、支援拠点運営に おける官民連携モデルとして全国 14 か所の好事 例の一つである。令和3年度の個別相談実人数 は 1,011 人で、相談指導内容は養護 1,052 件(う ち虐待 125件)、不登校 680件、性格行動 345 件などがある。

平成30年度の医療機関からの虐待通告は2.2%と少なく、医療機関は暴行レベルしか通告できていない。通告が少ない理由として外部通告への抵抗感がある人が約58%、できればかかわりたくない人が約76%であり、かかわることをためらう理由として専門でない自分がかかわることに疑問を感じるという人が約64%と最も多かった。虐待の専門医はおらず、医師は虐待を小児期鑑別疾病と認識すべきである。小児科医は生後早期から虐待の発見支援ができる立場であり、虐待かもと思った際はどこかに連絡・相談・通告してほしい。一人で抱え込まずに児童相談所・市区町村に通告する、もしくは小児科の入院施設のある医療機関へ相談・紹介してほしい。

[文責:河村 一郎]

亮

# シンポジウム「児童虐待防止に要対協が効果的な 役割を果たすために」

司会:綜合病院山口赤十字病院小児科/ 山口県子ども虐待防止ネットワーク (CAPY-Net)会長 門屋

#### (1) シンポジストによる発表

#### 1) 市町の役割と課題

周南市こども福祉部こども局

あんしん子育て室室長 柿並 裕司

児童虐待防止における市の役割としては、①発 生予防と早期発見、②家庭支援、③多機関連携調 整が挙げられる。周南市では令和2年4月から、 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援 センターの機能を併せ持つ「こども・子育て相談 センター」と、「母子保健担当」の2部門からなる 「あんしん子育て室」が担っている。虐待の発生予防 と早期発見については、既存の児童福祉事業や母 子保健事業の充実を図りつつ、例えば児童相談所・ SSW・SC 定例会などにも積極的に参加するなど 情報収集活動に取組み、適切なアセスメントを行 い、家庭訪問などで援助するが、それでもハイ リスクと考えられる場合は要対協で対応にあた る。虐待予防では養育支援訪問が最も大切と考え ており、母子手帳交付時や、妊産婦健康診査・乳 幼児健康診査などにおいて医療機関との情報連携 をとりつつ、乳幼児全戸訪問事業によりアセスメン トを行い、気になる家庭を把握するように努めている。また、5歳児発達相談会など発達支援の充実も重要と捉え、力を入れている。家庭支援については、アセスメントに基づいた個別支援計画を行い、必要に応じて育児・家事援助・生活環境改善を目的とした支援員派遣等、子育て支援施策の充実により、保護者の不安を解消できるよう、切れ目のない寄り添い型・伴走型支援としている。多機関連携調整に関して、家庭では解決できないケースについては、要対協で市が要の役割をしっかりと務め、児童相談所等福祉関係機関、教育関連機関、医療機関等との連携強化をより一層すすめていきたいと考えているので、今後も関係機関の協力をお願いしたい。

#### 2) 児童相談所の役割と課題

#### 山口県中央児童相談所所長 江藤 雄司

児童相談所とは、市町村と適切な協働・連携・ 役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他 からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子ど もの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等 を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助 を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその 権利を擁護するための行政機関である。平成28 年度の児童福祉法改正により、法の理念が明確化 されている。つまり、児童が適切な養育などを受 けられるなどの権利、利益を守るとともに、国・ 自治体は児童の保護者を支援することが求められ ており、それが困難な場合は養子縁組や里親など、 児童が家庭と同様の養育環境で継続的に養育さ れるよう、それが適当でない場合は小規模グルー プケアなど、できる限り良好な家庭環境で養育 されるよう必要な措置を講じなければならないと されている。児童相談所の主な役割は、自ら又は 関係機関等を活用した子どもの援助を行う相談機 能、そして必要に応じて子どもを家庭から離して 一時保護する機能等である。もっとも、親子分離 は、結果的には親子支援につながるとの考えに基 づくものである。山口県内には児童相談所は山口 市、岩国市、周南市、宇部市、下関市、萩市の6 か所に設置されている。相談受付件数は、令和3 年度は総件数5.791件で、その半数は肢体不自由、

聴覚障害、知的障害、言葉の遅れなどに関する障害相談であるが、特徴的な傾向としては児童虐待相談や養育困難を含めた養護相談が10年前より倍増していることである。要対協では、要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む)の早期発見や適切な保護や支援を図るために、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが求められるが、協議会の構成員には守秘義務が課せられており、支援機関が集まり、顔の見える関係で、それぞれができる支援を持ち寄り、役割分担の話し合いを進めることが何よりも重要と考えている。

#### 3) 精神科医の役割と課題

#### (医) 山陽会長門一ノ宮病院副院長/

山口県医師会母子保健委員会委員 稲野 靖枝 「虐待」という診断名はなく、医療、特に精神 科医療に「虐待」が現れる時は、事例化し、疾病 化した時である。虐待につながりやすい要因とし ては、最近では、コロナ禍で家庭が孤立化したり、 経済不安に陥ったりなど、家族の状況の問題によ る養育環境の要因、子どもの発達・発育の遅れや、 愛着形成不全による落ち着きのなさなど、子ども の要因、そして親自身が虐待された経験がある(逆 境体験)、身体疾患や精神疾患・障害があるなど 親側の要因があり、複数の要因を持つと虐待につ ながりやすい。近年では、「不適切な養育(マル トリートメント)」という、より広い児童虐待の 捉え方が拡がっているが、要保護・要支援になる 前のレベルである要観察の段階からの取組みが重 要で、保護者の子どもへの不適切な育児について 地域の関係機関が連携して親への啓発や教育を行 い支援していくことが大切であると考えている。 虐待は、親の孤独の病と捉えることができ、子ど ものためと思ってしていることが「不適切な養育」 になっていることに親は気づいていないし、虐 待した親の約46%は精神疾患を有しており、親 が精神疾患によるセルフネグレクト状態にある場 合、親自身が自分の支援も求められず、子どもの ことまで気にかけられないこともある。精神科医 としては、患者が子どもを持つ可能性がある場合 は、妊娠時から養育環境や養育能力について評価

し、妊娠中から関係機関と連携することが大切で あり、逆境体験を持った患者には、トラウマケア をすることで、薬物療法を減らせたり、養育態度 や精神症状への悪影響を防ぐことができる場合も ある。また、子どもの患者の場合は、引きこもりや、 長く続くうつ状態、繰り返される自傷行為や突発 的な暴力・興奮などがみられる時は、虐待の可能 性を考慮することは重要と考えている。要対協に 関しては、例えば、よく知らなかったり、患者と の信頼関係や時間的な制約などの面から、協議会 への参加や情報提供することに躊躇するなど、さ まざまな課題もあると考えている。虐待をなくす と、薬物乱用の50%、うつ病の54%、アルコー ル依存症の 65%、自殺企図の 67% を減らせると いう大規模疫学的調査も出ている。虐待は孤独な 病であり、一人で抱え込まないで、誰かとつなが ること、支えあうことが、虐待にかかわるすべて の人(被虐待児、加害親、支援者)にとって、虐 待防止に大切である。

[文責:縄田 修吾]

#### 4) 周産期センターの役割と課題

山口県立総合医療センター

総合周産期母子医療センター

#### 母子保健室主任 藤井久美子

周産期医療は、赤ちゃんが生まれる前後を含 む母子一体の医療を担うため、妊娠期から産後1 か月まで、継続してかかわり、支援できる。山口 県が策定している「山口県周産期医療システム基 本構想」に基づき、県内には、地域周産期母子医 療センターが5か所(岩国医療センター、徳山 中央病院、山口赤十字病院、山口大学医学部附属 病院、済生会下関総合病院)、総合周産期母子医 療センターが2か所(山口大学医学部附属病院 及び当院)ある。市からの電話による情報提供で、 未婚で知的障害を有し、ミルクをあげることもで きず、産後の育児能力が心配される特定妊婦に対 して、要対協個別会議を開催し、育児指導、愛着 形成など具体的支援の実例が紹介された。虐待予 防支援における周産期医療機関の役割として、妊 娠期から産褥期まで健康を含む母子の問題を把握 し、時間軸に沿って途切れずに支援することで、 安全な出産とともに、母親が赤ちゃんに愛情をもって子育てできるように母として育て、虐待予防につなげる体制を整備することができる。医療機関内で産科、母子保健室、小児科、精神科の各専門職間の連携や市区町村の保健、福祉、要対協、児童相談所との連携が期待される。医療機関で出生しない0日児の虐待死や未受診妊婦についての支援には限界を感じており、大きな課題である。

#### 5) 教育の役割と課題

#### 山口県教育庁学校安全・体育課

#### 学校安全管理班班長/教育調整監 松田眞之介

1日の1/3を学校で生活している児童生徒に ついて、学校教職員は虐待を早期発見しやすい立 場として大きな役割が求められている。児童虐待 防止法では、虐待を発見次第、学校は市町村(虐 待対応担当課) や児童相談所に速やかに通告する 義務がある。また、虐待防止のため、子どもと保 護者へ啓発する努力義務がある。学校は、文部科 学省の「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引 き」を活用して、教職員に対して研修を実施して いる。虐待事例に対しては、学校管理職、教職員 のほかスクールソーシャルワーカー、スクールカ ウンセラーなどの協力も得て、チームで対応して いる。課題としては、虐待対応の明確な役割分担 と校内分掌の整備のさらなる充実、管理職を含む 全教職員を対象とした校内研修充実による意識改 革が必要である。また、関連機関との連携強化で チームとして対応していくことが大切である。虐 待を受けた子どもは大人への不信感や恐怖心を抱 き、自己肯定感が著しく低いため、受容的に接し、 不安や緊張を和らげ、スクールカウンセラーやス クールソーシャルワーカーと連携してケアし、自 尊感情を育む工夫と声掛けに努め、安心・安全感 のある受容的な学校・教室づくりに努める。また、 「自分は価値のない悪い子だ」「大人は自分をいじ めるものだ」という間違った自己イメージや他者 イメージを取り除けるように、虐待を受けた子ど もを認め、励まして、子どもたちが社会的な行動 スキルを身につけられるよう支援していく。

[文責:藤井 郁英]

## (2) 基調講演講師及び各シンポジストによる 総合討論

- ・虐待の拾い上げ方、親との関係を保ちながらかかりつけ医が診ていく方法について質問があった。かねはら小児科では午後6時から関係機関に集まっていただいて個別ケース会議を開いているとのことであった。
- ・未受診妊婦の対応に関して、避妊及び家族計画 を含めて妊娠前から相談を受ける、妊娠後は妊娠 検査、特別養子縁組などの情報提供を行っていく 必要がある。
- ・学校は虐待を発見する場の一つであると考えられるが、教職員は保護者との関係を続けていかなくてはならず、通告には躊躇する。学校での性教育も重要である。
- ・生後0日目の虐待予防のためには、産婦人科医の介入が必要である。
- ・要対協を一般市民にも周知する必要がある。
- ・児童相談所が虐待死を防ぐことができないケースがあるが、児童相談所のマンパワー不足なのか、権限を行使できないからなのかとの質問あり。児童相談所は多忙であるが、国からの方針により人員を増加することになった。なかなか家庭に踏み込めない例もあるが、多職種に情報提供することはできる。保護者支援と両立していかなければいけない。

[文責:河村 一郎]